

8 東彼杵町条例第10号

東彼杵町総合会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和8年3月25日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町総合会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東彼杵町総合会館の設置及び管理に関する条例（平成13年条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後							改正前										
別表（第7条関係） 1 文化ホールの使用料  (単位：円)							別表（第7条関係） 1 文化ホールの使用料  (単位：円)										
室名		利用区分	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	終日	室名		利用区分	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	終日
			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後6時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで				午前9時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後6時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大ホール（ロビーホール）	入場料等を徴収しない場合	平日	12,000	15,750	17,000	27,750	32,750	44,750	大ホール（ロビーホール）	入場料等を徴収しない場合	平日	9,000	12,000	14,000	21,000	26,000	35,000
		土曜日、日曜日又は休日	14,000	17,750	20,000	31,750	37,750	51,750			土曜日、日曜日又は休日	11,000	14,000	17,000	25,000	31,000	42,000
大ホール（ロビーホール）	入場料等が500円未満のとき	平日	14,700	19,350	21,200	34,050	40,550	55,250	大ホール（ロビーホール）	入場料等が500円未満のとき	平日	11,700	15,600	18,200	27,300	33,800	45,500
		土曜日、日曜日又は休日	17,300	21,950	25,100	39,250	47,050	64,350			土曜日、日曜日又は休日	14,300	18,200	22,100	32,500	40,300	54,600

イ エ も 含 む)	徴 収 す る 場 合	入場料等 が500円 以上1000 円未満の とき	平日	16,500	21,750	24,000	38,250	45,750	62,250
			土曜 日、日 曜日又 は休日	19,500	24,750	28,500	44,250	53,250	72,750
	合	入場料等 が1000円 以上2000 円未満の とき	平日	19,200	25,350	28,200	44,550	53,550	72,750
			土曜 日、日 曜日又 は休日	22,800	28,950	33,600	51,750	62,550	85,350
	合	入場料等 が2000円 以上のと き	平日	21,000	27,750	31,000	48,750	58,750	79,750
			土曜 日、日 曜日又 は休日	25,000	31,750	37,000	56,750	68,750	93,750
	楽屋1			3,200	4,000	3,400	7,200	7,400	10,600
	楽屋2			3,200	4,000	3,400	7,200	7,400	10,600
	楽屋3			3,200	4,000	3,400	7,200	7,400	10,600
	楽屋4			3,200	4,000	3,400	7,200	7,400	10,600
ロビーホワイエ			6,000	7,500	6,400	13,500	13,900	19,900	
主催者室			3,200	4,000	3,400	7,200	7,400	10,600	
スタッフルーム			3,200	4,000	3,400	7,200	7,400	10,600	
小ホール			1時間	1,000円					

備考

(略)

2 教育センターの使用料

イ エ も 含 む)	徴 収 す る 場 合	入場料等 が500円 以上1000 円未満の とき	平日	13,500	18,000	21,000	31,500	39,000	52,500
			土曜 日、日 曜日又 は休日	16,500	21,000	25,500	37,500	46,500	63,000
	合	入場料等 が1000円 以上2000 円未満の とき	平日	16,200	21,600	25,200	37,800	46,800	63,000
			土曜 日、日 曜日又 は休日	19,800	25,200	30,600	45,000	55,800	75,600
	合	入場料等 が2000円 以上のと き	平日	18,000	24,000	28,000	42,000	52,000	70,000
			土曜 日、日 曜日又 は休日	22,000	28,000	34,000	50,000	62,000	84,000
	楽屋1			1,200	1,500	1,400	2,700	2,900	4,100
	楽屋2			1,200	1,500	1,400	2,700	2,900	4,100
	楽屋3			1,200	1,500	1,400	2,700	2,900	4,100
	楽屋4			1,200	1,500	1,400	2,700	2,900	4,100
ロビーホワイエ			2,800	3,500	3,200	6,300	6,700	9,500	
主催者室			1,200	1,500	1,400	2,700	2,900	4,100	
スタッフルーム			1,200	1,500	1,400	2,700	2,900	4,100	
小ホール			1時間	800円					

備考

(略)

2 教育センターの使用料

利用区分		午前9時から午後10時までの1時間当たり
室名		
1階	調理実習室	900円
	和室研修室1	700円
	和室研修室2	700円
	研修室1	500円
	研修室2	500円
	研修室3	500円
	研修室4	500円
2階	大会議室	1,500円
	茶室 杵心庵	600円
	広間	500円

備考

(略)

3 保健センターの使用料

(略)

4 福祉センターの使用料

(略)

利用区分		午前9時から午後10時までの1時間当たり
室名		
1階	調理実習室	700円
	和室研修室1	500円
	和室研修室2	500円
	研修室1	300円
	研修室2	300円
	研修室3	300円
	研修室4	300円
2階	大会議室	1,100円
	茶室 杵心庵	400円
	広間	300円

備考

(略)

3 保健センターの使用料

(略)

4 福祉センターの使用料

(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の文化ホールの使用料及び教育センターの使用料は、この条例の施行の日以後に使用の許可を行うものについて適用し、同日前に使用の許可を行うものについては、なお従前の例による。